

西都市親元就農等支援事業

西都市では、親元就農した農業後継者が親元で就農定着し、その経営規模等のさらなる拡大や改善を目指す取組みに対して支援をします。

本事業は事前申請が必要です。申請順に受け付け、**補助事業予算の上限に達したら終了**となりますので、ご検討される親元就農者はお早めに問い合わせ先までご相談ください。

■ 対象事業、補助対象者、補助額、対象経費

対象事業	親元就農による経営規模の拡大又は改善に資する機械・施設等の導入
補助対象者 および要件	・ 市内に住所を有し、かつ市税等の滞納のない方 ・ 親元就農時の年齢が50歳未満の方 ・ 就農1年以上5年以内で、専ら農業に従事する方 ・ 就農する農業経営体が認定農業者であること ・ 令和3年度以降に西都市新農業戦略事業における親元就農支援事業の交付を受けていないこと
補助額	補助対象経費の3分の1以内、補助上限100万円
対象経費	・ 親元就農者が経営面積の拡大や改善の際に必要な機械・施設の購入に要する経費 ※ただし汎用性の高い機械（トラック、パソコン、ホイールローダーなど）や倉庫は除きます。 ※購入は本人名義（親元就農する者）に限ります。

■ その他

- ・ この補助は一度限りで、補助を受けた翌年度以降は補助を受けられません。
- ・ 交付決定後に機械購入をお願いします。

■ 手続き

- | | |
|----------|---|
| 1. 事前相談 | 申請者の氏名・住所、事業内容、購入時期の確認をします。以下①②を取り揃えのうえ、お問い合わせ先までご連絡ください。
①見積書
②機械カタログ |
| 2. 補助金申請 | ①交付申請書
②市税完納証明書
③親元就農者であることがわかる書類（確定申告、就農時期の証明書、出荷伝票等） |
| 3. 実績報告 | 事業完了後、1 か月後以内に以下①～④の提出をお願いします。
①実績報告書
②事業実績書
③収支精算書
④支出を証する書類の写し（領収書など） |

■ 補助金の支払い

補助金の支払いは精算払いになります。実績報告後、市が交付額の確定を行ってから交付します。

■ お問い合わせ

農林課農政企画係 TEL 0983-43-0382

(担当 阿萬)